

別紙 様式 1

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申込書

_____年(_____年)_____月_____日

豊 中 市 長 様

申 込 者

下記の教育訓練について、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の対象講座としての指定を申込みます。

フリガナ ① 氏 名		生年月日	年 月 日生(歳)
② 住 所	電 話 ()		
③ 受 講 方 法	通 学 ・ 通学、通信制講座の併用 ・ 通 信 制 講 座		
④ 受 講 施 設 の 名 称			
⑤ 受 講 対 象 講 座 の 名 称			
⑥ 受 講 科 目	1 5	2 6	3 7 4 8
⑦ 受講を免除できる科目			
⑧ 受 講 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑨ 所 要 費 用 (予 定)	入学科 円 受講料 円 合計額_____円		
⑩ 過 去 の 受 給 の 有 無	過去にひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を受けたことが 有る ・ ない		
⑪ 備 考		受理番号	

同意書

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の受給要件決定のために必要があるときは、豊中市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱第7条第2項の各号に掲げる書類について税務関係部局等に報告を求めることに同意します。

_____年（_____年）_____月_____日

住 所

氏 名

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書

様

			番号	
① 氏 名		生年月日	年	月 日 生
② 住 所				
③ 受 講 方 法	通 学 ・ 通学、通信制講座の併用 ・ 通 信 制 講 座			
④ 受 講 施 設 の 名 称				
⑤ 受講対象講座の名称				
⑥ 受 講 科 目	1	2	3	4
	5	6	7	8
⑦ 受講を免除できる科目				
⑧ 受 講 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)			
⑨ 所要費用 (予定)	入学金	円	受講料	円 合計額 円

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申込書に基づき審査し、上記のとおり指定することとしたので通知します。

年(年) 月 日

豊中市長

- (1) 支給の対象となるのは、指定受講講座について支払う入学料及び受講料で、支給額は以下のとおりです。
- ア. 受講開始時給付金は、入学料及び受講料の40%相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は10万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は20万円が限度です。
- イ. 受講修了時給付金は、入学料及び受講料の合計額の50%相当額(受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額)です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて12万5千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は25万円が限度です。
- ウ. 合格時給付金は入学料及び受講料の合計額の10%相当額です。受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は15万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は30万円が限度です。
- (2) 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講終了後に受講施設から証明された金額に基づき支給額を算定します。
- (3) 受講対象講座の指定後、受講を取りやめた場合、又は受講の途中でやめた場合はその旨を報告してください。
- (4) 給付金の支給を受けるには、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申込書をこの通知の写しを含む添付書類を付けて提出してください。なお、受講開始時給付金は対象講座の受講開始日から30日以内に、受講修了時給付金は対象講座の受講を終了した後、受講終了日の翌日から30日以内に、合格時給付金は合格証書に記載されている日付から40日以内に申込手続きを行うことが必要です。
- (5) この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。
- (6) なお、この処分については、上記(5)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(5)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (7) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別紙 様式 3

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申込書

____年(____年) ____月 ____日

豊 中 市 長 様

申 込 者

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の支給を受けたいので、下記により申込みます。

フリガナ ①氏名			生年月日	年		月		日生(歳)				
②住所	電 話 ()											
③受講方法	通 学 ・ 通学、通信制講座の併用 ・ 通 信 制 講 座											
④受講施設の名称												
⑤受講対象講座の名称												
⑥受講期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)											
⑦所要費用	入学料 円 受講料 円 合計額 円											
⑧給付金種別	受講開始時給付金 ・ 受講修了時給付金 ・ 合格時給付金											
⑨振込先金融機関	フリガナ 口座名義											
	金融機関名					銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 農 協 農 協 農 協	支店名					支 店 営 業 所 出 張 所 営 業 部
	種 目	1. 普 通 2. 当 座		口座番号								

- 1 支給申込期間は、受講開始日、または受講終了日の翌日から30日以内（受講開始時給付金、受講修了時給付金）もしくは、合格証書に記載されている日付から40日以内（合格時給付金）です。
- 2 支給申込書には、以下の書類を添付してください。
- ・ 戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し等。ただし、市長が認めた場合は、添付不要です。

・ 母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類

・ 受講対象講座指定通知書

・ 修了証明書（受講修了時給付金）

・ 領収書（受講開始時給付金及び受講修了時給付金）、文部科学省が発行する合格証書の写し（合格時給付金）

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給決定通知書

様

① 氏 名		生年月日	年 月 日 生
② 住 所			
③ 受 講 方 法			
④ 受 講 施 設 の 名 称			
⑤ 受 講 対 象 講 座 の 名 称			
⑥ 受 講 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 (受講開始日)		
⑦ 所 要 費 用	入学金 円 受講料 円 合計額 円		
⑧ 給 付 金 種 別	Ⅰ. 受講開始時給付金 (上限 万円) Ⅱ. 受講修了時給付金 (開始時給付金と合算して上限 万円) Ⅲ. 合格時給付金 (開始時・修了時給付金と合算して上限 万円)		
⑨ 支 給 決 定 額	$\text{円} \left((\text{⑦所要費用} \times \frac{\text{Ⅰ } 0.4}{\text{Ⅱ } 0.5 - \text{Ⅰ}} - \frac{\text{Ⅲ } 0.1}{\text{Ⅱ } 0.5 - \text{Ⅰ}}) \right) \text{円}$ 支給額上限の 円を支給します。		

先にあなたから提出のありましたひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金
支給申込書に基づき審査のうえ、上記のとおり決定しましたので通知します。

年(年) 月 日

豊中市長

(1) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

(2) なお、この処分については、上記(1)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(1)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。